号外第十一号

平成十九年 三月十六日

次

目

海区漁業調整委員会

青森県海区漁業調整委員会の権限に属する事務の一部を補 右 青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程 同 事 務 同 局 :

同...... 同同同 同

東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業の指示 東部海区管内におけるさくらますそ上親魚の保護の指示...

西部海区管内におけるさくらますそ上親魚の保護の指示... 同

海区漁業調整委員

青森県東部海区漁業調整委員会公示第一号

青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程をここに公示する。

平成十九年三月十六日

青森県東部海区漁業調整委員会

Ш

克 忠

委員会公示第一号)の一部を次のように改正する。 青森県海区漁業調整委員会規程 (昭和三十九年七月三十日青森県東部海区漁業調整

> 第六条第二号を削る。 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。 附

青森県西部海区漁業調整委員会公示第一号

青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程をここに公示する。

平成十九年三月十六日

青森県西部海区漁業調整委員会

숲 船 正

良

委員会公示第一号)の一部を次のように改正する。 青森県海区漁業調整委員会規程 (昭和三十九年七月三十日青森県西部海区漁業調整

第六条第二号を削る。

:

: :

:

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県東部海区漁業調整委員会公示第二号

ように定め、平成十九年四月一日から施行する。 青森県海区漁業調整委員会の権限に属する事務の一部を補助執行させる規程を次の

平成十九年三月十六日

青森県東部海区漁業調整委員会

長 Ш

会 \Box 克 忠

する事務のうち、次に掲げる事務は、総務部人事課長 (以下「人事課長」という。) に補助執行させる。 地方自治法第百八十条の七の規定に基づき、海区漁業調整委員会の権限に属

の確認に関すること。 族届に係る事実及び扶養手当の月額の認定並びに同規則第五条の規定による事後 職員に係る人事委員会規則七 一六六 (扶養手当) 第四条の規定による扶養親

(2)

- による事後の確認に関すること。 係る事実の確認及び通勤手当の額の決定又は改定並びに同規則第二十二条の規定 職員に係る人事委員会規則七 四四四 (通勤手当) 第四条の規定による通勤届に
- 兀 第十条の規定による事後の確認に関すること。 身赴任届に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額の決定又は改定並びに同規則 職員に係る人事委員会規則七 一五九 (単身赴任手当) 第八条の規定による単
- 五 関すること。 職員に係る人事委員会規則七 八五 (寒冷地手当) 第八条の規定による確認に
- 2 人事課長は、前項に規定する補助執行に係る事務を専決することができる。
- 3 る職員に専決又は代決させることができる。 人事課長は、前項の規定により専決することができる事務について、その所属す

青森県西部海区漁業調整委員会公示第二号

県

森

報

ように定め、平成十九年四月一日から施行する。 青森県海区漁業調整委員会の権限に属する事務の一部を補助執行させる規程を次の

平成十九年三月十六日

青

青森県西部海区漁業調整委員会

船 正 良

第一条 する事務のうち、次に掲げる事務は、総務部人事課長 (以下「人事課長」という。) に補助執行させる。 地方自治法第百八十条の七の規定に基づき、海区漁業調整委員会の権限に属

- の確認に関すること。 族届に係る事実及び扶養手当の月額の認定並びに同規則第五条の規定による事後 職員に係る人事委員会規則七 一六六 (扶養手当) 第四条の規定による扶養親
- による事後の確認に関すること。 に係る事実の確認及び住居手当の月額の決定又は改定並びに同規則第九条の規定 職員に係る人事委員会規則七 一〇九 (住居手当) 第六条の規定による住居届

- Ξ による事後の確認に関すること。 係る事実の確認及び通勤手当の額の決定又は改定並びに同規則第二十二条の規定 職員に係る人事委員会規則七 四四 (通勤手当) 第四条の規定による通勤届に
- 兀 第十条の規定による事後の確認に関すること。 身赴任届に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額の決定又は改定並びに同規則 職員に係る人事委員会規則七 一五九 (単身赴任手当) 第八条の規定による単
- 五 関すること。 職員に係る人事委員会規則七 八五 (寒冷地手当) 第八条の規定による確認に
- 人事課長は、前項に規定する補助執行に係る事務を専決することができる。
- る職員に専決又は代決させることができる。 人事課長は、 前項の規定により専決することができる事務について、その所属す

3 2

青森県東部海区漁業調整委員会指示第三号

らますそ上親魚の保護を図るため、 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第六十七条第一項の規定により、 次のとおり指示する。

平成十九年三月十六日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 Ш \Box 克

忠

操業の制限

- 漁業、固定式さし網漁業、はえなわ漁業を営んではならない。 んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域においては、 下北郡東通村老部川河口付近において、次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結 小型定置網
- 河口左岸から十四度 (磁針方位による。以下同じ。) 千メートルの点
- 点アから百四度五百メートルの点
- 点工から百四度五百メートルの点
- 河口右岸から百九十四度千メートルの点
- よりさくらますを採捕してはならない んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域においては、一本釣りに 下北郡東通村老部川河口付近において、次のオ、 カ、キ、クの各点を順次に結
- 河口左岸から十四度二百五十メートルの点

操業の制限

次に掲げる海域及び期間においては、

動力漁船を使用して行う底はえなわ漁業の

カ 点オから百四度二百五十メートルの点

+ 点クから百四度二百五十メートルの点

河口右岸から百九十四度二百五十メートルの点

制限期間

平成十九年五月一日から同年九月三十日まで

青森県東部海区漁業調整委員会指示第四号

項の規定により次のとおり指示する。 漁業)の操業について、漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第六十七条第一 青森県東部海区管内における底魚類の採捕を目的とするはえなわ漁業 (底はえなわ

平成十九年三月十六日

青森県東部海区漁業調整委員会

숲 長 Ш П 克

忠

操業をしてはならない ただし、青森県東部海区漁業調整委員会 (以下「委員会」という。) の承認を受

けた者については、この限りでない。

1 制限海域

十海里以遠の海域を除く。) 及び下北郡尻屋埼灯台中心点から正東の線以南 (下北郡尻屋埼灯台中心点から正東の線以北の海域における同灯台中心点から半径 青森県下北郡尻屋埼灯台と北海道函館市恵山岬灯台中心点とを結んだ直線以東 ? (共同

2

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日

漁業権漁場を除く。) における青森県東部海区管内の海域

二 操業の承認

わ漁業操業承認事務取扱要領」により申請し、委員会の承認を受けなければなら 底はえなわ漁業を営もうとする者は、「平成十九年度青森県東部海区底はえな

承認海域

2 承認期間

東部海区管内の海域

との境に設置した標柱 (基点第九号) から正東の線とによってはさまれた青森県

下北郡尻屋埼灯台中心点から正東の線と上北郡六ケ所村大字出戸と同村大字泊

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

3

承認対象者

青森県内に住所を有する者であって、 次の各号のいずれかに該当する者とする。

平成十八年度に底はえなわ漁業を操業した実績を有する者

委員会が特に認めた者

承認隻数

六隻以内とする。

使用船舶の制限

5

使用船舶の総トン数は、操業の実績を有する承認船の総トン数を超えないこと

とする。

6

承認証の交付

委員会は、承認したときは、底はえなわ漁業操業承認証を交付する。

7 承認の取消

委員会は、この指示に違反したときは、承認を取り消すことができる。

Ξ 操業者の遵守事項

1 漁具の制限

漁具の総延長は三キロメートル以内とする。

2 漁具の標識

さなければならない 操業中の漁具には、 漁具標識を明確にするとともに、船名を明記した名札を付

3 船体の表示

承認を受けた者は、 使用する船舶の船橋両側の見やすい場所に、定められた標

識を表示しなければならない。

承認証の携帯

操業にあたっては、 承認証を携帯しなければならない

5 承認証の書換交付

承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに申請し書換交付を受けるこ

ځ

6 漁獲成績の報告

承認を受けた者は、操業終了後速やかに委員会に漁獲成績を報告しなければな

試験研究等の適用除外

兀

報告のうえ実施できるものとする。 青森県が試験研究等をする場合には、この指示にかかわらず委員会にその内容を

平成十九年度青森県東部海区底はえなわ漁業操業承認事務取扱要領

申請書の提出

- 1 操業承認申請書は、 第一号様式により二部作成し、委員会事務局に提出するこ
- 2 حے 操業承認申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上提出する

承認等の通知

委員会が承認をしたときは、関係漁業協同組合を経由して通知する。

申請者に手交する。

森

県

承認証の交付

委員会が承認したときは、第二号様式による承認証を関係漁業協同組合を経由し、

兀 標識の様式

青

船体に表示する標識は、第三号様式のとおりとする。

承認証の書換

五

ら三までの規定を準用する。 承認証書換交付の申請書は、 第四号様式によるほか、その手続きについては一か

承認証の再交付

準用する。 付申請書を提出しなければならない。その手続きについては一から三までの規定を 承認証を亡失し、又はき損したときは、第五号様式により、 速やかに承認証再交

第1号樣式

平成19年度底はえなわ漁業操業承認申請書

平成 併 田

Ш

青森県東部海区漁業調整委員会長 鹰

下記のとおり申請します。 私達は、平成19年度青森県東部海区底はえなわ漁業操業承認事務取扱要領に基づき

		瀬 海 認
		重 醋
		nin ŝa
		部 化
		漁登番 船線号
		総と対
		推進機関 の種類及 び馬力数
		根拠地港 (陸揚港)
		前承籍年 食器
		住所
		出。
		当 ====================================
		推立。
		箍
		妣

- Ĥ 尺右を記載し、針引りのつつ下でより、右右りのつつがでする。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

Ή̈́

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県東部海区漁業調整委員会長

平成		Ĭ	か		斌	蔝	蔝	承			
64					蒼	牃	牃	迴			
併					刧	期	×	쒀			
711		Ĭ	<u> </u>		巷	骂	越	Ф			
且	推進機関の種 類及び馬力数	総ケ	漁船登録番号	面		平成	ド出のおりとと	青東海			
Ш	関の種 馬力数	ソ数	録番号	砂		弁	下北郡尻屋埼灯台中心点から正東の線と上北郡六出戸と大字泊との境に設置した標柱(基点第9号出戸と大字泊との境に設置した標柱(基点第9号の線とによってはさまれた青森県東部海区管内の	青東海調認底はえなわ第	思,	中	底はえなわ漁業操業承認証
						月	ははは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	えなな	氏名又は名称		ン 漁 連
						日から	い点から に設置し にれた青	第	名称	严	
						平成 2	正東の た標柱 森県東語				五言。原
						0年	線) (基本) 上点区	Ф			
						3月3	北 時 9 号 の の の の				
	馬力	ナソ				1 ⊞ ₩	ケ 所 が あ 域				
	J					ď) 正東				
				1							
									(注		

第3号様式



操舵室両側面上部に掲示すること。文字は黒色とする。)

第4号樣式

底はえなわ漁業操業承認証書換交付申請書

平成 年

田

Ш

青森県東部海区漁業調整委員会長 遯

住所

田名

<u></u>

底はえなわ漁業操業承認証の書換交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

쌝

併 回 Ш 平成 年 Ш Ш

書換しようとする事項

報

ω 2

承

嵺

巾

青東海調認底はえなわ第

巾

県

現在の承認内容
書換しようとする内容

書換を必要とする理由

4

青

森

 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号樣式

底はえなわ漁業操業承認証再交付申請書

平成 併 田 Ш

青森県東部海区漁業調整委員会長 遯

住所

用 伦 **(E)**

底はえなわ漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

ሆ

2 承 承 併 鄦 回 Ш 巾 青東海調認底はえなわ第 併 Ш

Ш

巾

- ω 嵺 平成
- 亡失 (き損) の理由
- <u>`</u> 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

陸

扩

ω

鴐 密

獲

扙

兴

名及び登録番号

쒀

巾

Ή̈́

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

ΠŅ

빡

第6号樣式

平成19年度底はえなわ漁獲成績報告書

平成

年

Ш

Ш

青森県東部海区漁業調整委員会長 遯

住所

田名

青東海調認底はえなわ第

巾

> ≤

丸

港 漁獲月 数量 B 6 ð 金額 7 数量 叫 6 υt 金額 Ç 数量 ψ 6 9 金額 旬

青

青森県西部海区漁業調整委員会指示第三号

らますそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第六十七条第一項の規定により、さく

平成十九年三月十六日

青森県西部海区漁業調整委員会

슷 長

船

橋

正

良

(E)

線、アとイを結ぶ直線、ウとエを結ぶ直線及びアとエの間の最大高潮時海岸線よ 西津軽郡深浦町追良瀬川河口付近において、次のアとエを結ぶ最大高潮時海岸

式さし網漁業、はえなわ漁業、一本釣り漁業を営んではならない。 り沖合百メートルの線によって囲まれた海域においては、小型定置網漁業、固定

河口左岸から二百十度 (磁針方位による。以下同じ。) 千百メートルの点

点アから二百九十一度百メートルの点

ウ 点工から二百八十九度百メートルの点

河口右岸から十八度五百メートルの点

1の海域においては、一本釣りをしてはならない。

制限期間

操業の制限

1

平成十九年四月一日から同年六月三十日まで

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目|番七七号|(印刷所・販売人)

| 年間日・水・金曜日発行